

1 適用範囲

本仕様書は、路面電車 200 形 247 号車の運搬及び解体分別業務に適用する。

2 車両概要

路面電車 200 形 247 号車（別紙 1）

車体 （1 両）

長さ：12,500 mm、幅：2,230 mm、高さ：2,880 mm

質量：約 10,000kg

台車枠（2 台）

長さ：2,560mm、幅：1,990mm、高さ：500mm

質量：約 700kg（1 台あたり）

一部の車両部品は取り外されるため、注意すること。

3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和 8 年 1 月 30 日まで。

4 搬出日時・場所及び車両解体場所

(1) 搬出日時

搬出日時・時間・詳細工程は委託者と打合せの上、決定すること。

(2) 搬出場所（別紙 2）

電車事業所（札幌市中央区南 21 条西 16 丁目 2 番 20 号）

(3) 解体後搬入場所（別紙 3）

高速電車東車両基地（札幌市厚別区大谷地東 6 丁目 1 番 1 号）

5 業務主任の選任及び業務員

(1) 業務履行にあたっては本業務に係わる作業現場に現場業務の責任者である業務主任を配置すること。

(2) 業務主任は本業務に係わる労務・工程・安全管理及び作業場の風紀維持の管理業務を行うこと。

(3) 業務主任は石綿作業主任者技能講習修了者とする。

- (4) 業務主任は工程の進捗状況等を適時委託者に報告すること。
- (5) 業務員は業務内容を十分に理解させた上で作業に従事すること。
- (6) 石綿作業の業務員は全員が石綿特別教育を受講したもので構成すること。

6 業務内容

(1) 車両機器取外し

搬出までに、車両屋根上のパンタグラフ、パンタ覆い及び避雷器の取外しを行う。

(2) 搬出

受託者は搬出場所（電車事業所）から車両解体施設（受託者の施設等を選定し、住所・連絡先等を書面で提出すること）まで、車体及び台車枠を運搬する。なお、車両の固定に必要な器具等は全て受託者で手配すること。

車体及び台車枠の積込には、搬出場所（電車事業所）に設置されているクレーンを用いても構わないが、その操作は適切な資格を有する受託者（当該資格に係る証明書の写しを提出すること）が行うこと。

(3) 解体・分別

車体及び台車枠を解体重機等により、一辺約 2,000mm 程度まで解体する。なお台枠については、一部にアスベスト含有のスレート板が使用されているため、アスベスト飛散防止のため原則以下の手順で解体すること。

ア 構体と台枠を分離したのち、台枠を切断する際は「札幌市特定粉じん排出等作業におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル」に基づき、取替え式防じんマスクおよび保護衣又は作業衣を着用し、別紙 1 に示すスレート板含有箇所の切断は避けること。なお、台枠の離隔養生は不要とする。

イ スレート板が含有している切片については、ブルーシート等で全体を覆い、石綿含有産業廃棄物として取り扱うこと。使用した保護具等は 0.15mm 厚の透明ポリエチレン袋に入れて二重密封処理し、石綿含有産業廃棄物として取り扱うこと。

解体後は、金属くず（鉄・アルミ・ステンレス・被覆銅線等）と産業廃

棄物（廃プラスチック類・ガラスくず・木くず、石綿含有産業廃棄物等）および一般廃棄物に分別し保管する。細かいものはフレキシブルコンテナバッグに格納すること。

それぞれ重量を計量し、委託者へ書面で報告すること。

(4) 解体後運搬

分別した金属くずを高速電車東車両基地の指定場所（別紙３）まで運搬し、積み下ろす。指定場所は屋外であり、クレーン設備等はないので、受託者で用意することとし、必要な治具等も全て受託者で手配すること。

金属くずの下にはブルーシートやパレット、コンパネ等を敷き指定場所の養生をし、路面の傷や油脂流出の防止に努めること。

積み下ろし後の金属くず全体は、ブルーシートで覆い養生すること。

7 契約金額の支払い

受託者は業務完了後に業務完了届を提出し、委託者が行う完了検査に合格した後に、支払い手続きを行う。

8 疑義

本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた事項については、委託者の担当者と十分協議すること。

9 賠償責任

故意または重大な過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、委託者に報告のうえ、速やかに損害の相当額を賠償するとともに、責任を持って速やかにその処理・解決にあたるものとする。

10 提出書類

下表に定める書類を委託者に提出すること。

No	書 類 名	提出期限
1	業務着手届 (労働基準監督署の「保険関係成立済」を押印すること。)	契約後速やかに
2	業務工程表	決定後速やかに
3	業務主任経歴書	
4	業務従事者名簿 (各種資格等の写しを含む。)	
5	緊急連絡体制表	
6	石綿作業計画書	
7	特殊車両通行に係る許可書等の写し	業務完了時
8	業務日報	
9	石綿作業施工記録	
10	業務写真 (業務全体の内容がわかるもの)	
11	重量計算表	
12	業務完了届	

その他、委託者が必要と認めるもの。

11 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

12 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別紙５）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

13 その他

- (1) 本業務に必要な計器及び道具等については、受託者が準備すること。
- (2) 受託者は作業者に対する諸労働法規上の責任を負うこと。
- (3) 受託者は業務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部であって業務の性質上、再委託が発生する場合は契約締結後直ちに委託者へ申し出ること。委託者がやむを得ないと認めた場合は再委託承諾願（別紙6）を書面にて提出し、委託者から再委託承諾通知により承諾を得なければならない。

14 添付資料

- (1) 路面電車 247 号車 車両概要・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 1
- (2) 搬出場所・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2
- (3) 解体後搬入場所・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 3
- (4) 提出書類様式・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 4
- (5) 環境方針・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 5
- (6) 再委託承諾願・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 6

路面電車200形車両運搬・解体・分別業務 積算内訳書

札交車 第 9508 号

車両課 車両係

金 円

名 称	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
[委託料]						
運搬・解体・分別業務		式				
消費税相当額		%				
合 計						

路面電車200形車両運搬・解体・分別業務 積算内訳書

札交車 第 9508 号

車両課 車両係

名 称	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運搬業務費						
200形 車体輸送費		式				〔 200形 車体輸送費 内訳 〕
台車枠 輸送費		式				〔 台車枠 輸送費 内訳 〕
誘導車両		式				〔 誘導車両 内訳 〕
資機材費		式				
諸経費	申請書等	式				
小 計						
解体分別業務費		式				〔 解体分別費 内訳 〕
合 計						
再 計						

路面電車200形車両運搬・解体・分別業務 積算内訳書

札交車 第 9508 号

車両課 車両係

名 称	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
〔 200形 車体輸送費 内訳 〕						
(1) 基本運賃		台				
(2) 特大割増		式				
(3) 上限適用		式				
小 計						
再 計						
(4) 地区割増		式				
小 計						
合 計		日				

路面電車200形車両運搬・解体・分別業務 積算内訳書

札交車 第 9508 号

車両課 車両係

名 称	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
〔 台車枠 輸送費 内訳 〕						
(1) 基本運賃		台				
(2) 上限適用		式				
小 計						
再 計						
(3) 地区割増		式				
小 計						
合 計		日				

路面電車200形車両運搬・解体・分別業務 積算内訳書

札交車 第 9508 号

車両課 車両係

名 称	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
〔 誘導車両 内訳 〕						
(1) 基本運賃		台				
(2) 上限適用		式				
小 計						
再 計						
(3) 地区割増		台				
小 計		台				
合 計		台				
		日				

路面電車200形車両運搬・解体・分別業務 積算内訳書

札交車 第 9508 号

車両課 車両係

名 称	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
〔 解体分別費 内訳 〕						
業務価格		式				第 1 号内訳書
合 計						

第1号内訳書

名 称	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接業務費						
直接人件費		式				第3号内訳書
直接物品費		式				第2号内訳書
小 計						
業務原価						
業務管理費		%				
小 計						
業務価格						
一般管理費等		%				
小 計						

第2号内訳書

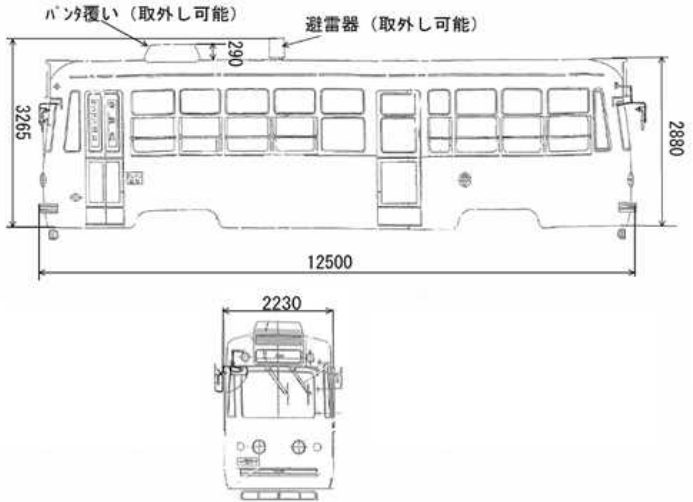
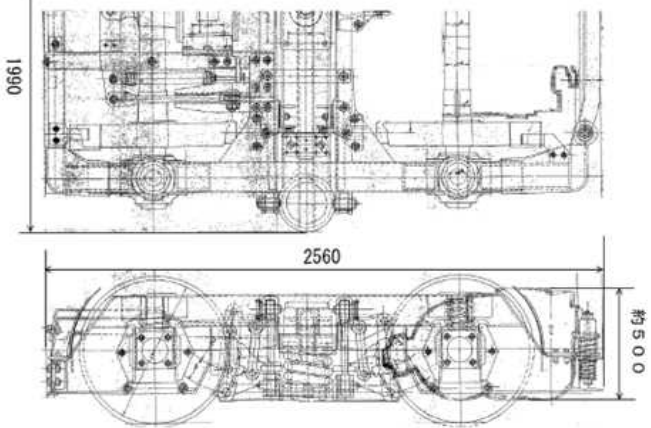
名 称	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接物品費						
溶材費		式				
解体重機		式				
発電機		式				
高压洗車機		式				
資機材費		式				
養生費		式				
直接物品費 計						

第3号内訳書

名 称	仕 様	数量	単 位	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
1 運搬								
業務責任者	現場管理		人		日			
業務要員1	機器取り外し 積み込み、積み下ろし		人		日			
2 解体								
業務責任者	現場管理		人		日			
業務要員1	解体		人		日			
業務要員1	分別計量		人		日			
3 運搬（解体後）								
業務責任者	現場管理		人		日			
業務要員1	積み込み、積み下ろし		人		日			
直接人件費 計								

路面電車247号車 車両概要

1 寸法および概算質量（路面電車200形共通）

車 体 形式図 写 真		
主要寸法	長さ12,500mm × 幅2,230mm × 高さ2,880mm	
質 量	約10,000kg	
台車枠 図 面 写 真		 ※輪軸、主電動機は含まない
主要寸法	長さ2,560mm × 幅1,990mm × 高さ500mm	
質 量	約700kg	

2 数量

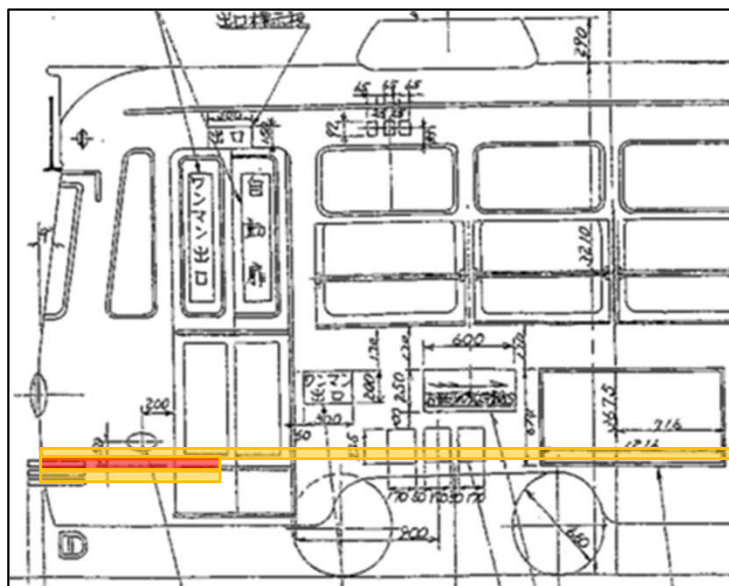
車 体（1両）

台車枠（2台）※輪軸、主電動機は含まない

※一部の部品は取り外されるため、注意すること。

路面電車247号車 車両概要

2 247号車 台枠スレート板施工範囲

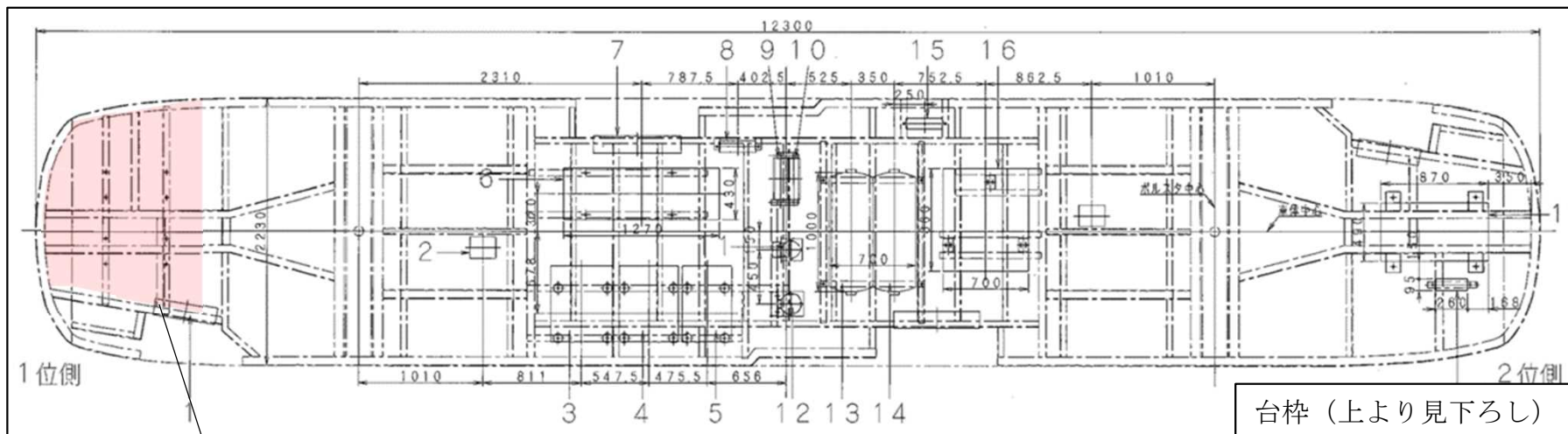


台枠

スレート板 (t=約10mm)

台枠 (t=約1mm)

1 位側運転台の台枠が
二重構造となっており、
スレート板が挟まっている

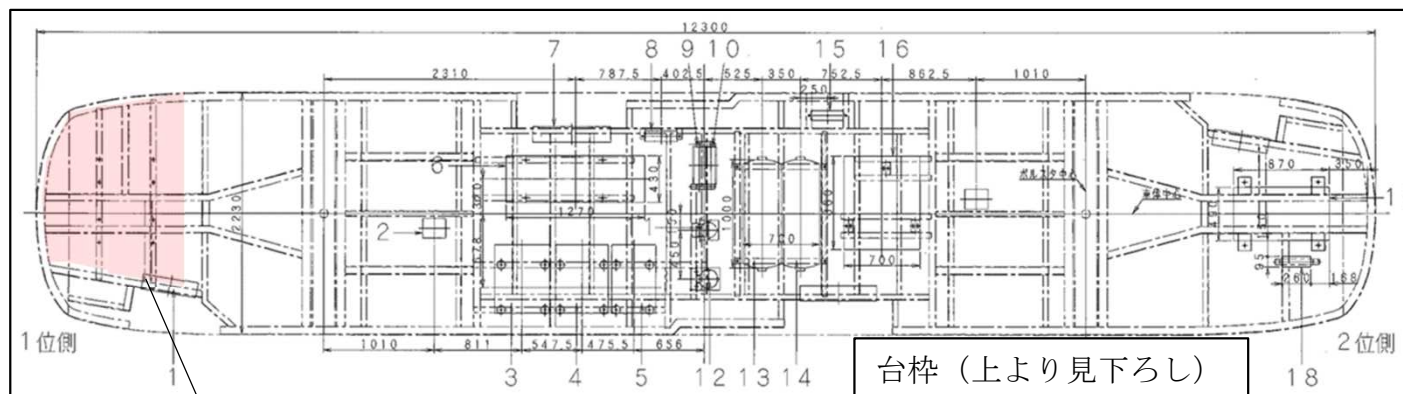


台枠 (上より見下ろし)

スレート板施工範囲

路面電車247号車 車両概要

2 247号車 台枠スレート板施工範囲



解体後搬入場所



業務委託一第 8 号様式

業務着手届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に着手したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務委託—第9号様式

業務工程表

年 月 日

札幌市交通事業管理者

交通局長

受託者	住 所
	商号又は名称
	職・氏名

印

業務名 _____

履行期間	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日

上記業務について、別紙の工程表により実施しますので、承認願います。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務委託一第 10 号様式

業務主任経歴書

業務名 _____

業務主任（氏名） _____（ _____ 歳）

1 職歴、法令による免許、資格

取 得 年 月 日	免 許 ・ 資 格

2 最近の主な業務経歴

履 行 期 間	業 務 内 容	発注者

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

受託者 住 所
 商号又は名称
 職 ・ 氏 名

印

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務委託－第13号様式

業 務 完 了 届		
年 月 日		
札幌市交通事業管理者 交通局長		
住 所		
受託者 商号又は名称		
職・氏名		印
業務名		
上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。		

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名)	印
-----	-------	-------------------	---

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。		
検査員 （役職・氏名）		

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

交通局長

様

住所

受託者 商号又は名称

職・氏名

印

業務名

履 行 期 間	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日		
業 務 概 要			
再委託に付する業務	再委託先住所及び商号又は名称（職・氏名含む）	電話番号等	

※再委託する事項については具体的に記載すること。（例：構造設計、数量積算など（但し総合的企画判断は除く））

上記の事項について承諾を願います。

上記事項の再委託について承諾してよろしいか。 令和 年 月 日	課長	係長	係